

2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書

政府は、2019年10月から消費税率を8%から10%へ引き上げる予定である。

2014年の税率5%から8%への引き上げ以降、引き上げによる負担の増加に加え、物価が上昇し、年金額が引き下げられ、医療・介護負担が増大したこともあり、家計における消費は大きく落ち込んでいる。こうした状況下で、再び税率の引き上げを行うとなると、消費はさらに冷え込み、日本経済に破滅的影響を及ぼすこととなる。

加えて、税率引き上げと同時に実施される「軽減税率制度」は、酒類を除く飲食料品について、持ち帰り用として販売する場合は軽減税率の対象とし、顧客に店内に設置したイートインスペースで飲食させる場合は対象としないなどとしており、事業者は複雑な制度の理解や複数の税率への対応を迫られることとなる。

また、政府は税率引き上げ前後の消費を平準化するため、引き上げ後の一定期間に限り、クレジットカードなどのキャッシュレス決済時にポイントを還元することを検討しているが、キャッシュレス決済を利用しない高齢者などや、キャッシュレス決済を導入していない事業者には何の利点もない。

さらに、2023年に導入される適格請求書等保存方式（インボイス制度）においては、基準期間の課税売上高が1,000万円以下の免税事業者は適格請求書（インボイス）を発行できないが、取引の相手方は適格請求書がなければ仕入税額控除ができなくなり、その分を含めた過大な税負担を強いられることから、免税事業者の大半を占めている中小零細事業者は取引から排除されてしまう可能性が高く、これは深刻な問題である。

よって、国会及び政府においては、住民の暮らしや地域経済に打撃を与える2019年10月からの消費税10%への増税を中止することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年（2018年）12月13日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣

（提出者）民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに無所属坂本きょう子議員、市民ネットワーク北海道石川佐和子議員及び札幌党中山真一議員